

イギリスとチベット通商協定 (1908年)

小 林 隆 夫

はじめに

イギリス政府はチベットにおけるその通商権を明確に定義するため、1907年夏から翌1908年春にかけて、中国及びチベット政府との間でチベットにおける通商規定に関する交渉を行い、1908年4月20日に協定が調印された。もっともこの交渉をめぐる問題点は、通商上のそれではなく、むしろ交渉に参加したチベット代表の国際法上の地位をめぐるものであった。中国全権の張蔭棠はチベット代表の条約署名権を認めようとはせず、あくまで自らに従属する官吏であるとの姿勢を貫き、インド・チベット間の直接通信を嫌った。そこには、一方ではチベットを伝統的な藩属国ではなく、主権下に統合しようとする中国政府と、他方においてはチベットを中国の藩属国として扱い、内政干渉を控えながらも通商については、チベット当局との直接交際を通じてその拡大を図ろうとするイギリスの対立があった。それに加えてイギリス内部においては、チベットへの内政干渉を極力控えようとした外務省・インド省に代表される本国政府と、チベット内政干渉権を保持復活させようとするインド政府の対立があった。そして交渉の結果は、イギリス商務官とチベット地方当局間で取捨のつかない問題は、インド政府と中国政府へ照会され、両国政府間で取り扱われるという、微妙な表現で「妥協」がなされた。

このようにチベット通商協定調印をめぐる交渉は、イギリス本国政府、インド政府及び中国政府の3者間の関係を軸に展開された。このチベット通商協定の調印過程を扱った主要な研究として、古くはA. ラムの『マクマホン・ライン—インド、中国、及びチベットの関係、1904年から1914年¹⁾』(1966年刊)がある。ラムは、インド政府はイギリスとチベット当局間の直接通信や交際の重要性とチベットの独立を重視し、中国の干渉を排除しようと試みたが、イギリス本国政府の圧力に屈し、その結果調印されたチベット通商協定はインド政府の弱さを露呈させ、中国がチベットにおける究極の権力者であることを明らかにしたと主張した。またこのような経緯で締結された1908年チベット通商規定は、インド政府が目指したインドからの輸入品にチベット政府が課す関税率につ

いても合意に達することができず、それ以後のチベット政府による一方的課税を許してしまっただけはインド政府の敗北であるとした。

これに対して、P. メーラの『マクマホン・ラインとその後²』（1974年刊）はイギリス本国政府とインド政府の立場の相違をそれほど明確にせず、イギリス本国政府は当初チベット代表による協定への署名を重視していたが、チベットの代表権を認めようとしなかった中国側全権張蔭棠の執拗な態度が、イギリス側から中国の要求を認める譲歩を引き出し、そのような譲歩が調印後の中国による英蔵間の直接通信妨害を強化したと論じた。このようにチベット通商協定をチベットにおけるイギリスの地位のさらなる後退とみなすラムとメーラに対して、W. パレスはその著書『イギリス帝国とチベット、1900年から1922年³』（2005年刊）において、「イギリスの不干渉政策は中国の影響力を減じることなく、単にイギリス人が活発に干渉する機会を与えただけである」と述べ、1908年協定はチベットにおける通商権とラサ当局との直接通信権を確認したことで、インド政府がチベット内部において活動を強化する下地を作ったと主張した。

このような1908年チベット通商協定をめぐる上述の3人の研究者の見解の相違は、外務省、インド省及びインド政府間のチベット政策に関する対立がどの程度までのものであったのか、という点における各研究者のとらえ方の相違に起因している。3組織間の、というより本国政府（外務省とインド省）対インド政府の対立を強調すれば、中国に対する「妥協」は、本国政府のチベット内政不干渉政策の勝利と見ることもできるし、インド政府の立場を本国政府がある程度配慮した結果とも見ることもできるのである。このように考えれば、チベットをめぐる本国政府とインド政府の総合的政策は、対立・協調・調整の過程を繰り返しつつ形成されていき、時期によって本国とインドのいずれの主張がより強く反映されたのかを分析することが重要なのではないかと本論においては、このような認識方法にもとづきつつ、1908年チベット通商協定の交渉過程を見ていくことにする。

1. 英露協定の調印とチベット通商協定改正の着手

イギリス政府、特にチベットにおける通商の拡大にもっとも関心を持ったインド政府が、1893年に調印された英中通商協定の改正問題に本格的に着手したのは、英露両国政府がユーラシア全域をめぐる両国の勢力圏抗争、いわゆるグレートゲームを終わらせるべく交渉を開始した時期と並行している。その過程において1907年8月31日、イギリス政府はロシア政府とペルシア・アフガニスタン・チベットにおける両国の利害調整交渉で合意に達し、いわゆる英露協定に調印した。イギリス政府にとっては、その帝国の座が列強諸国の世界各地への進出によって脅かされている中で、ユーラシア全域をめぐるロシアとの抗争、グレートゲームを收拾することは最優先課題であり、チベットをめぐる英露の利害調整は、1904年のヤングハズバンドの遠征以来継続されたチベット

の占領に伴う負担の増加を避けるために必要な措置であった。

英露交渉においてもっとも特徴的なことは、チベットにおける相互の干渉を警戒した両国政府が、その防止のために中国の宗主権を用いたことであった。チベットに関する英露交渉は中国の宗主権を介することで妥協がより容易になったといえよう⁴。そしてそれによってイギリス政府は以後、チベット政策を、19世紀末以降に中国と結んだ一連の協定で獲得した通商上の利権の保持へと重心を移していく。しかし、それは同時に、ラムも指摘したように、英露両国がチベットに対する相互不干渉を誓い合ったことは、中国政府がチベットにおける宗主権を主権の確立へと政策を転換しようとしたときに、イギリス政府なканずくインド政府がそれを抑制する有効な手段を自ら削減したことを意味したのであった⁵。1907年後半に始まった英中間のチベットに関する通商規定の改正交渉は、そのような問題の存在をあからさまに示したのである。

さて、イギリスがチベットにおける中国の宗主権の存在と内政不干渉を再確認する方針を決めた結果、チベットについて残された問題は、中国がチベットに代わって支払うことになった償金の一件と、償金支払い完了時におけるチュンビ渓谷からの撤退、そして1890年及び1893年に中国との間に締結された通商特権を活用してチベットとの通商を拡大することであった。

このチベット市場の開拓について、インド政府は当初パーリを拠点としてチベット全域へ通商のネットワークを拡大することを計画していた。パーリが重視された理由とは、そこにチベット政府が設けた関税局が存在し、かつパーリはチベットの首都ラサへ至る交通路上に位置していたからである。しかし、パーリ駐在のチベット官吏と中国側の反対を受けて、インド政府はヤトウンを選択した。しかしヤトウンはインド政府の期待を裏切って通商市場として効果的に機能しなかった。市場におけるインド商人とチベット商人の立場をめぐる問題が頻出したからであった。インド政府はまた、より多くの利益が期待できる茶や羊毛の輸出を促進するために中国の協力を期待した。チュンビ渓谷とギャンツェに駐在していたイギリス商人はインド茶の生産にも関わっており、茶のチベット輸出を魅力あるものと感じていた。中にはチベット人の嗜好にあう甜茶の開発研究を進め、中国商人による茶貿易独占状態に挑もうとする企業も存在していた⁶。

1893年に中国との間に締結された通商協定は、インド・チベット貿易の発展に対する期待を高めたが、その期待は、協定交渉に参加できなかったチベット人が協定を公然と無視し、インド領内に侵入したことによって幻滅へと変わった。このようなチベット政府による英中協定侵犯に対するいらだちが、ロシアのチベットへの進出への疑惑と並んで、インド副王カーゾン（Lord Curzon）がヤングハズバンド（F. Younghusband）にチベットへ遠征させ、チベット政府との直接関係を樹立しようとした動機となったことはいうまでもない。さらに、このヤングハズバンド遠征と前後して、チベット東部において金やその他の貴金属発見のニュースが伝わると、イギリス商人はチベット貿易に対し

てあらためて期待し、1893年協定の改正を要求するようになった。

しかし、カーゾンによるチベットへの直接介入は宗主国の中国のみならずロシア政府などの強い反発を招き、ロシアとの和解を重視したイギリス本国政府、特に外務省とインド省はチベット不干渉方針を強化し、チベットビジネスに消極的であった。これに対し、インド政府はカーゾン時代のチベット直接介入方針を放棄していなかった。実際、カーゾンに代わってインド副王兼総督の地位についたミントー (Lord Minto) は、チベット直接介入方針を継承する態度を示すようになった。このようにして、1907年8月下旬、すなわち英露協定調印直前に開始されることになった1893年通商協定改正交渉は、チベットの国際的地位をめぐる英中間の齟齬のみならず、英露協定を対露関係改善のための「自己抑制的の法令」と位置づけるイギリス本国政府とインド政府間の齟齬を顕在化することになっていく。

さて、イギリス外務省は1907年5月、北京駐在公使ジョーダン (Sir John Jordan) を通して、中国外務部に対し、通商協定の改正交渉は英蔵間で排他的に、つまり中国を排除して行うことはない、と申し入れた。その際イギリス外務省は以下のような付帯条件を提示した。1904年のラサ協定第3条に従い、チベット政府はイギリスとの交渉および調印を行う全権を与えられた使節を任命し、張蔭棠中国全権に伴って交渉場所であるシムラへ赴かせること。イギリス外務省のこのような申し入れは、通商における英蔵間の直接交際をラサ協定における権利として主張する一方で、イギリス政府が中国の意向を重視する姿勢を示したことを明らかにしている。チベット代表に全権を付与する事を強調したことは、1893年協定がチベットを排除したために履行されなかったことに対する反省のためであろう。しかし、全権を付与されるとはいえ、張大臣がチベット代表につきそうことを条件として提示したことは、後に張がチベット代表を自らの従者であり、条約調印圏を持たないと主張する余地を残すことになる。

もっとも、このような外務省の方針の背景には、チベット内政非介入方針を強める本国政府に対し、チベット政府との直接関係を強め、関与する道を残そうとしたインド政府の意向があった。インド政府は、チベットへの主権を強化しようとする中国の動きに強く反発した。すでに1907年春までに、ギャンツェにおいて、張蔭棠の支持を受けた中国人官吏ゴウ (Gow) が、現地駐在のイギリス人商務官とチベット地方当局間の交際を妨害しているという報告がインド政府に相次いで入るようになった。張はさらに、ヤングハズバンド遠征でイギリスに関わり合ったチベット官吏をイギリスの「協力者」として解任し、代わりに彼が後見する人物を任命している。このような情報を受けたミントーは、チベットの市場におけるイギリス人官吏とチベット地方当局の直接交際は1904年のラサ協定で規定され、1906年の中国のラサ協定への同意で再確認されていると考え、張の誠意を疑うとともに、チベット属州化の措置を進めようとする中国政府が、張に指示して英蔵間の直接交際を阻んでいると考えた。それ故に、ミントーはイギリス

外務省に対して、中国政府に嚴重に抗議して張の妨害工作を取り締まるようにと申し入れたのである⁷。ミントーは従って、ラサ協定に従ってチベット通商協定の改正を進めべく強調し、張蔭棠がつれてくるチベット官吏はチベット政府の認証書を携行すること、そしてこの内容を直接チベット政府へ伝えることを重視したのである⁸。さらにミントーはチベットに勤務するイギリス官吏の、中国官吏に対する外交的立場を強化する方策を提示した。具体的には、シッキムにおけるイギリス人政務官はラサの駐蔵大臣及びチベット人摂政と同じ位階とすること、ギャンツェ駐在の商務官およびチュンビ駐在の政務担当官補佐はチベット地方官吏（ツァーロン・シャッペ）と同じ位階を保持すること。

これらの措置は、事実上彼らに領事職権を与えるものであり⁹、イギリス軍のチュンビ溪谷撤退後のイギリスとチベット政府間の直接交信を確保しようとするものであった¹⁰。ミントーのこのような提案を受けたグレイ外相（Lord Grey）とインド相モーリ（John Morley）はゴウによる英蔵官吏間の通信妨害への抗議も含めて、中国政府へその要求を提案した。中国政府がこの申し入れに難色を示したことは想像にかたくない。実際、外務部は、過去の一連の協定や条約がいかなる規定も含んでいないので、厳密な条約上の権利を根拠とする以外の領事特権は認められないと拒否的姿勢を示した。ジョーダン、中国は駐蔵大臣が宗主国代表であると見なしているために、彼とイギリスの政務担当官とが対等な地位にあることを認めようとはしないのだと考えた¹¹。さらにインド政府は、もしラサ協定がチベット政府によって侵害されているのならば、イギリス軍のチュンビ溪谷からの撤退を遅らせる可能性をも示唆した。ミントーは7月18日、モーリにラサ協定のチベット人による侵害のリストを提示し、ギャンツェにおいてはチベット当局とイギリス人官吏の交際が遮断されて、市場が有効に機能していないことを指摘し、中国政府とチベット政府に対し、この侵害を通商協定交渉開始前に警告することが必要であると主張した。ミントーは、イギリスのこのような不満がチュンビ溪谷の占領継続を正当化する手段として誤解されないように、交渉開始以前に伝えられるべきであるとはしたが、イギリス軍のチベット撤退が及ぼす影響を不安視していたことは明らかである¹²。しかし、インド相モーリは協定侵害の例はチュンビ溪谷占領継続を正当化する理由とはならないという見解を示し、ギャンツェ情勢は重大な不満の原因とはなっているものの、チュンビ溪谷からの撤退延期問題は、交渉開始後に中国とチベット代表の行動が妨害的なものであることが明らかになった時点で、ギャンツェ市場問題を解決するために圧力を加える方策として考慮すればよい、と考えたのである¹³。

グレイ外相はこのようなインド相の見方に同意し、中国とチベットに占領継続という警告を与えることに反対した¹⁴。外務省とインド省がそろってインド政府案に反対した背景には、両省が、ギャンツェにおける英中摩擦の原因は、インド政府の指摘するような張使節によるものではなく、張の部下であるゴウの個人的行動によるものであり、

よってゴウの更迭を中国政府に要請さえすれば自ずと解決できるものだという楽天的見方があった。 그레이の訓令を受けたジョーダンは、6月28日に外務部を訪問し、那桐に対し、ゴウのギャンツェにおける反英的な行動を理由としてイギリス政府は彼の本国召還を要求した。ジョーダン個人は今回の事件をゴウ自身の原因に帰せず、イギリスに敵意を持つほかの誰かの扇動によるもので、唐紹儀ではないかとだと疑った。しかし那桐は7月5日、ゴウをイギリスの要求に応じて召還することを通告し、外務部においては張に反英的行為を扇動するような資料は、たとえジョーダンが外務部の訓令を調査しても発見できないであろうと保証した¹⁵。このようにして本国政府の慎重論に遭遇したインド政府が最後に重視したことは、果たしてチベット代表に全権が与えられるかどうかという問題であった。チベット政府がラサ協定に基づいて行われる通商規定改正を認めてそれを遵守するかどうかは、チベット代表が全権を付与され改正協定に署名するかどうかにかかっていた。外務省はこれを認め、ジョーダンを通して外務部へインド政府の要望を伝えた。那桐はチベット代表が交渉を行い調印するための適切な権限を認められていると「自信を示し」、張大臣も、チベット代表がグライラマ代理から書面による認可を得ていると電報にて伝えてきているので問題ないと述べた¹⁶。しかし、問題は中国政府が現地官吏の行動に対して十分な管轄力を持っているか、あるいは中国政府がイギリスの要求に対してどこまで誠意を持って対応できるかということであった。那桐や張大臣の電報による保証にもかかわらず、この間にギャンツェ駐在のオーコナー (Major O'Connor) がインド政府に宛てた報告書においては、彼が面談したチベット代表は彼らの権限に対する質問に対して「回避的回答」していなかった。チベット代表は完全に中国の影響下にあり、「単なる人形」にすぎなかった¹⁷。また、7月18日の北京ガゼットは、中国人及びチベット人からなる6000人の近代的軍を建設し、チベット勤務に充てるとする財務部の建白書を掲載し、中国のチベット内政介入強化の姿勢を窺わせた。もっともジョーダンは、外務部はチベット代表の権限がインド政府に対して十分に納得のいくものでなければならぬことは理解している、と判断しており¹⁸、インド省もまたチベット代表に全権が与えられているとの外務部の声明を受けて、それ以上追及をする必要性はないとした。イギリス政府がこのように通商協定改正交渉に先立って、中国にチベット問題に関して穏便に処理しようとしたもっとも根源的な理由は、英露協定が無事調印されて宗主権を持つとされた中国政府にも伝達する必要が生じ、また英露の取り決めの内容に対する日本政府ほかの国際的関心が高まる中で、チベットにイギリスが関与を強めようとしているという印象を与えたくなかつたことがと考えられる¹⁹。

2. 英・中・チベット交渉の難航

1893年通商協定改正交渉はシムラにおいて行われることになったが、インド政府は交渉委員としてルイス・デーデン (Louis Dane) を指名し、その補佐役として中国領事エリッ

ク・ウィルトン（Eric Wilton）を充てることにした。中国側は張蔭棠が代表し、そしてチベット代表として地方官吏（ツァーロン・シャッペ）が初めて英中間の交渉に出席することとなった。インド政府は、チベット通商規定は「1904年のラサ協定第2条及び3条の下では、1906年の英中協定でも確認されたように、英蔵当局間の共通の同意によって修正される」、すなわち交渉の主体はあくまでチベット政府にあるとの認識を示し、希望する修正規定として次のような項目をあげた。①5年間英蔵間のすべての通商品目の非課税、②インド政府は設立される交易所に通商を監督する管理を自由に派遣でき、またチベット官吏とも交際できること。③イギリス臣民が様々な交易所に居住する自由。④インド政府ないしチベット政府は適切であると判断した場合において、武器・弾薬・軍用品・ワイン・蒸留酒・ビール・覚醒剤等の品目の輸出入を禁止ないし許可できること。⑤イギリス当局はイギリス臣民の権利に関する問題に対して司法権を行使できること、またチベット当局がチベット人をその法律に照らして逮捕できること²⁰。このインド政府案を外務省・インド省ともに同意した。このような考えにもとづいて作成された新通商規定草案の大意は次のようなものである²¹。

前文、英蔵間で調印されたラサ協定に明記された条件を履行するために必要な措置を執る。ラサ協定第3条は1893年に英中間で調印されたチベット通商規定の修正を留保しており、ゆえにその修正が現在必要となった。

イギリス国王、中国皇帝は全権を任命し、チベットの高位権力者は完全な権利を受けられたツァーロン・シャッペ、ワン・チュク・ギャルポを任命し、彼らは以下の修正規定を同意の上で締結する。

- 1 1893年通商規定は新規定に相反しない限り存続する。
- 2 イギリス臣民は市場において建築の目的で土地を借りる。
- 3 通商市場の行政は地方官吏に委ねられるが、イギリス商務官は地方当局と自由に通信できる。
- 4 イギリス臣民・資産に対して有効な保護を与える。
- 5 イギリス臣民とチベット人の中で争議が生じた際には、最寄りの市場のイギリス商務官とチベット当局者の間の個人的話し合いにおいて調査・解決する。
- 6 チベット高位の権力者は、チベットの司法制度の改革と西洋の司法制度との調和を望むため、イギリスは治外法権を、もし中国においてそれが廃止されれば、そのときに廃止するものとする。
- 7 北京協定第3条において、市場につなぐ電信線の保守管理のために、必要な場合には休泊所を建設する用地を貸し出す。
- 8 負債、借款、商業上の失敗および破産に関わる訴訟において、当局者は支払いを強制するために尋問を行い必要な措置を執る。

- 9 インド・チベット間のルート上で官吏や商人が盗難などにあった場合には、地方当局へ報告し、当局は迅速に調査し強盗の逮捕・裁判を行い、財産を回復する。
- 10 チベット貿易は初期状態にあるため、1893年の通商規定第3項で列挙された品目を除いてすべて5年間税を免除する。
- 11 チベットからの米、小麦、その他穀物の輸出を禁止する。インドへ輸入される中国茶に課せられる関税を越える支払いがなされる場合には、インド茶はチベットへ輸入されてはならない。
- 12 イギリス臣民は、彼らが望む誰に対しても、物品ないし金によって取引を行い、商品売り、また現地の物産を購入してもよい。
- 13 様々な市場におけるイギリス商務官はインド境界に対する、あるいはインド境界からの郵便物の運搬や移送に対する適切な取り決めをすることができる。
- 14 公共の安全のため、灯油、火薬その他可燃性ないし危険物は市場内に大量に置かれてはならない。
- 15 これらの規定は調印後10年間有効とする。
- 16 現規定の英語・中国語・チベット語版のテキストは慎重に対照される。その解釈に問題が生じた際には、英語版を正しいものとする。

交渉は9月12日に開始された。しかし、交渉の最大の問題点は、通商の具体的規定ではなく、張がチベット代表に交渉権を一切認めようとしなかったことにあった。張はチベット代表を従者として扱い、彼らが交渉に参加して規定に調印する権利を一切拒否した。実際、シムラ到着後の9月6日、張はミントーとの公式会談において、インド代表がツァーロン・シャッペと会談する場合には張の同伴の下で、決して単独では決して会談しないことを望むと言い、後日、デーンに対しても、チベット代表を無視することを希望した。その理由は、そのときに交渉が英中二国の委員の間で完全に行われ得るからであり、第2に、ツァーロン・シャッペとその補佐は、はじめからデーンに偏見を持っているからである²²。

このような張の態度に面して、デーンはシャッペに対し、彼が正式に署名した張の協定草案のチベット語の翻訳文を要求した。しかし10月4日、シャッペは中国とチベットは同じ意見であって相違はなく、中国語をチベット語に翻訳することには多少の差異が生じかねないために署名はしないと応じ、明らかに張に気兼ねした。さらに意外なことには、外務部の保証とは裏腹に、シャッペに与えられた信任状は、シャッペに対して張に伴ってシムラに赴くことのみならず、張の指示を遂行しなければならないことを命じていた。張は「チベットは中国に何世紀もの間従属しており、インドがイギリス帝国の一部であるように中華帝国の一部である。……チベット政府を表すチベット語は一

語もない²³」と主張し、シャッペが英中間の通商協定に調印する可能性を極力排除しようとした。

このような張使節の方針は彼の独断ではなく、中国政府の意志に沿うものであることが程なく明らかになった。11月11日、外務部と接触したジョーダンは、中国政府はデーレンがシャッペに署名を提案したことを受け入れる意向を示しつつも、シャッペが規定に調印することを中国は不名誉なことだと伝えたのである²⁴。中国はチベットに対して、宗主権のみならず主権の存在をも主張したのであった²⁵。

イギリス政府はチベット代表による協定への署名を重視した。グレイはジョーダンに対して、シャッペが協定に署名すること、及びそれに対する明確な保証を与えることを外務部へ要求するよう指示したが²⁶、しかし、外務部の説明では、張は次のように主張していた。すなわち、シャッペは中国皇帝が任命しているために何らの独立的権限を持たず、さらにラサ協定は同意協定で修正されているので、チベットに関するすべての懸案は英中2国間でのみ検討されるべきである²⁷。

しかし、チベット代表を協定の調印者とする事は、中国政府にとってはチベットを独立国扱いすることに等しかった。したがって、この問題は協定のチベット語訳のテキストを作成することの是非を巡る論争へと発展した。1908年1月上旬、外務部はジョーダンに対し、張が電報で、「正確な翻訳上の問題のため、チベット語のテキストはあるべきではなく」、「これに代わって条約調印後に別のチベット語の翻訳を公式にインド政府へ伝えるべきこと」を提案しているとして、その内容をデーレンにも転送するよう求めた。ジョーダンは当然反発し、イギリス政府へは、中国がすでにチベット語のテキストを作ることを受け入れていると伝えてあるので、この依頼を受けることはできないと述べ、チベット語のテキストを準備することなどは、条約調印後でもその前でも簡単なはずだ、と釘を刺した。このようにしてジョーダンは、「張はチベット語のテキストへの署名は中国の主権の侵害に関わると見なしており、彼の目的はこれを妨げることである。外務部は会話でこのことを認めている²⁸」と結論した。

張はデーレンとの交渉において、通商規定草案の英蔵間の交際規定第3条から、「直接」という語を削除することを執拗に要求した。商務官がチベット人と通信することを認めることは些細なことにすぎないため、商務官は中国人地方官に照会しなくてはならない、と張は主張した。デーレンはこれに応じて言った。イギリス人商務官とチベット人とが直接通信する権利はきわめて重要な権利であり、規定はラサ協定に従ってチベット人にそれを遵守する責任を課してある、通商協定の目的はチベット市場におけるチベット人と中国人官吏の関係の定義ではない。交易所において地方当局によって收拾できない問題については、過去にすでにそうであったように、インド政府が必要時にラサのチベット政府へ照会するものである。駐蔵大臣に相談するかどうかはチベット人自身の問題にすぎない²⁹。

張の頑なな態度に辟易としたミントーは、交渉停滞の打開を張に対する説得ではなく、中国政府との直接交渉に求めようとした。ミントーは、外務部がすでにインド・チベット間の直接交際を繰り返し認めているので、外務部は張にそれを認めさせるような訓令を出すべきであると考えたのである。デーモンもまた、張に対し同意協定がラサ協定を確認していることを知っているのか、それともまだ、ラサ協定が同意協定によって修正されているというのか、と問いただした。張は初めてその事実に気づいて「愕然とした」のである。このようにして、外務部が張を説得できる訓令を出していないとインド政府は推測し、北京におけるジョーダンと外務部の直接交渉に期待を強めていく。

しかし、中国政府がチベットに代わって償金の第3回目の支払いを行うことを提案し、それが行われる1908年1月1日に英軍がチュンビ溪谷から撤退すべきであると要求したことは、インド政府の中国政府に対する不信感をさらに強めることになった。中国政府がジョーダンに伝えた提案では、第3回償金の支払いは香港及び上海銀行を通して直にインド政府へ行われるというものであった。この提案に対して、インド政府は第3回償金を受け取ることに異議はないとしながらも、第1回償金の支払い時の手続きと同様に、ツァーロン・シャッペがカルカッタにおいてインド政府の官吏に手渡すことを主張した。まず、チュンビ溪谷からの撤退は、①3回の償金支払いの完了、②交易市場の3年間の実効的開設及び③ラサ協定の他の全規定をチベットが忠実に守ること、の3要件を満たしていることが必要であるが、外務部は③を無視している。このような理由から、インド政府はインド省に対して、英軍の撤退と行政権の引き渡しは市場が実効的に開かれ、さらに新しい通商規定によってもイギリスにとってそれら市場が実効的に開かれるという保証を得るまでは、延期すべきであると勧告した。「イギリスは主要な論点に関して決して譲歩すべきではない」のであった³⁰。このような英軍の占領延期を主張するインド政府に対し、インド相モーリの考えは中国に対してやや宥和的であった。モーリはラサ協定では支払いはチベット政府がシャッペを通してギャンツェにおいてインド政府へ支払うべきであるという考えには同意した。しかし、同時にモーリは、確かにチュンビ溪谷の占領延期は新協定を満足に締結する際の中国政府に対する圧力にはなるだろうが、イギリス政府は「現時点においては中国及びチベット政府に対して今起こっているラサ協定の侵害を気づかせることを公式には必要ない」と決定しているため、「チュンビ溪谷の保持を必要とするようなラサ協定の侵害があると申し立てることはできない」と結論した。

グレイもまた、中国がラサ協定を守るかどうかは疑わしいとしながらも、チュンビ溪谷撤退と交換に中国政府が新通商規定において納得する合意をすることを期待して、チュンビ溪谷から撤退することを外務部へ伝達した。もっとも外務省とインド相がチュンビ溪谷撤退を進めたのは、単に中国への譲歩ばかりではなく、対露関係をより重視してのことであったことは、グレイがニコルソン駐露大使 (Arthur Nicolson) にチュンビ

溪谷からの撤退を速やかに伝達したことから明らかである³¹。このようにしてインド政府の強硬姿勢はいくぶん抑制される形となった。しかし、張はデーンに対して、ツァーロン・シャッペが償金を支払うことを認めないように中国政府から訓令を受けていると述べた。インド政府は、これを中国政府がチベットの主権を主張するために、イギリス人とチベット人の直接接触を禁止しようとしているのだと推察した。インド政府の疑いは張の16日の覚え書きでさらに確信に近いものへと変わった。張が中国政府へ中国当局の干渉なしに英蔵官吏が直接接触することを重大視して中国政府へ照会したところ、中国政府も張の指摘に同意したというものである³²。これにはさすがにモーリも、外務部へラサ協定に従って償金支払いがなされないのならば、深刻な結果が待ち受けるであろうと警告することを提案、グレイも同意して、ジョーダンも外務部へ張に命じて速やかに交渉を終わらせるよう勧告した³³。イギリス外務省とインド省はチベットに影響力の温存を図るインド政府を抑え、通商上の権利のみを保持してチベット内政から撤退する方針で、英中チベット間の新通商協定交渉に臨もうとした。しかし、張のチベットにおける主権の強化の一環としての英蔵官吏間の直接接触の禁止は、ラサ協定と同意協定を通して英蔵官吏間の交際を権利として主張する彼らにとって受け入れがたいものであった。このようにしてグレイは張との交渉の成功に悲観的となり、ジョーダンと外務部の交渉に期待するようになった³⁴。グレイの方針は期せずして、インド政府の主張した方針に沿うものとなっていった。

3. 新通商規定の調印

グレイによる英軍撤退延期の警告は中国に効果を与えたように思われる。1月23日、張はインド政府に対して、市場における通商上の問題については英蔵官吏間の通信を禁止するつもりはないと態度を軟化させ、ジョーダンもまた、外務部は張に対して交渉を遅延なくまとめるように頻繁に指示しており、償金を期日に支払うので、英軍の撤退を即時実行してもらいたいと懇願している、と伝えた³⁵。そしてこれを裏付けるように、1月27日、中国政府は張が署名した小切手をシャッペによって支払わせた。中国政府の一応の誠意を確認したモーリは、インド政府に対してチュンビ溪谷からの撤退を進めるように勧告、さらに2月3日にはロシア政府に対してイギリス軍撤退を指示したと通告した³⁶。

もっともインド政府はイギリス軍の完全撤退について難色を示した。イギリス政府はイギリス軍のチュンビ溪谷からの撤退に際して、ギャンツェ駐在の商務官の安全をどのように保つのかという問題を検討しており、そこでインド政府に対して、政治的理由によってイギリス人将校の撤退を提唱したものの、通商上の理由でその駐留を正当化することは可能かどうかと打診していたのである。インド政府は2月8日、新協定成立を促すためにも、新協定調印後もしばらくヨーロッパ人将校を駐在させることは必要だと答

えた。その補足説明として、チベット人は中国監視下の新政権の下ではイギリス人と交際ただけで処罰されるという恐れが広がっており、彼らを安心させるためにもヨーロッパ人将校の駐在は必要であることを挙げた。インド軍当局もこの意見を指示しており、商務官は過去の経緯から判断しても侮辱や場合によっては攻撃も受けかねない。彼の護衛が安全に保たれるためには最小限50名が必要であると主張した³⁷。

この間、張との交渉にあたったデーンは、「改訂チベット通商規定イギリス草案」を作成し、1908年1月24日に張に手交した。この改定草案の中核は、第3条にあった「イギリス商務官の地方官吏との自由な直接通信」の表現を、次のより詳細な文言に修正したものである³⁸。

商務官と地方当局者間の合意で解決できない問題はインド政府とラサのチベット政府へ解決のために照会する。インド政府による照会の内容はラサの中国駐蔵大臣へ通達される。インド政府とラサのチベット当局間で解決できない問題は、1906年の北京協定第1条で規定されているように、イギリスと中国政府によって取り扱われる。

インド政府はこのデーによる改定草案をもとに、「イギリスの商務官とチベット人官吏・チベット人間の個人的交際と通信を中国当局が妨げないこと」という条項を挿入した「最終協定案」を張に渡した。そして張に圧力を加える手段として、交渉の結果の結果にかかわらず、張の交渉相手であったデーが13日にカルカッタを発つことを外務省に提案した。グレイもこの考えに同意し、2月18日までに交渉がまとまらなければ、デーは任務を離れ、ウィルトンが引き継ぐことを張と外務部へ通知した³⁹。このようにしてインド政府は圧力を行使する一方、妥協的措置として、デーの改定案にさらに譲歩的修正を加え、張に提示した。その妥協案は次のものとなった⁴⁰。

商務官とチベット国境官吏は、1893年のヤトウ通商協定、1904年のラサ協定、1906年の北京協定および現協定規定から問題が生じ、それらが両者間の同意によって解決されない場合には、その問題を直属の上司に報告する。そのようにして決定できない問題はラサのチベット当局とインド政府へ解決のために照会する。中国政府の宣言によれば、中国の駐蔵大臣の指示と監督のもとでチベット中央当局は行動することになっているが、その駐蔵大臣へインド政府がチベット中央当局へ出した照会の趣旨を伝える。中国政府と大ブリテン政府は、1906年の北京協定第1条に規定されたように、チベットの対外対内政策に関するその他すべての問題を交渉する。

インド政府の妥協案は、現地の英蔵官吏に中国を排除してすべての問題の交渉解決をゆだねるのではなく、解決困難な問題についてはインド政府とチベット政府へ照会させ、

さらには駐蔵大臣にも趣旨を伝えること、そして最終的には英中両国政府間で処理するという点で、宗主国としての中国の面子に配慮したものとなっている。その一方で、英蔵間で直接交渉できるという基本方針は変更しないというものであった。

デーンの帰国を告げられた張は、協定案前文及び通商規定1、2、4条、5、7から10条及び13から17条を受け入れた。しかし、彼はチベット語版テキストの作成を頑なに拒否し、インド政府がチベット政府へ直接照会するという提案にはいかなる形であろうと反対すると述べた⁴¹。しかし張は、2月8日、デーンに対して、直接交際とチベット語版のテキストに関する彼の草案をイギリスが受け入れるのならば、同意するつもりであるとデーンに述べた。張の草案とは次の通りである⁴²。

現規定がチベット語に慎重に翻訳されること。チベット全権およびチベット代表はこの翻訳に署名し、それは照会のためインド政府へ伝達される。同様に、その翻訳の認証された写しはインド政府を通してラサ政府へ送付されるものとする。

これに対してデーンは、もし第3条における「直属の上司」がインド政府、駐蔵大臣、チベット政府を意味し、そしてチベット政府がインド政府から直接照会を受けることを駐蔵大臣が妨害しないことなどを受け入れる旨を、張が覚書として書面で提出するのならば、彼自身の責任で妥協案を受け入れると応じた⁴³。デーンは、インド政府が一貫して主張したように、もし英蔵間の直接交際が認められないのならば、イギリスが中国との一連の協定で得た権利が意味のないものとなり、さらに張が駐蔵大臣としてチベットに派遣されるようなことにでもなれば、彼はあらゆる手段を駆使して英蔵間の交際を妨げ、通商自体にも損害を与えるであろう、と危惧したのである。しかし、張はその会談の最後まで、英蔵間の直接的照会は認められないと言い張った。インド政府はそこで2月18日、交渉役をデーンからウィルトンに交代させ、協定案第3条と14条については後日変更可能なように暫定的に調印するとも提案した。動揺した張は、翌日返答すると答えた⁴⁴。

しかし、デーンがボンベイを発った後でも張が妥協案に応じなかったことは、ミントーを苛立たせ、以後チベット語のテキストとインド政府によるラサ当局への直接照会の件については、交渉当初にインド政府が提案した規定を中国が受け入れるべきとする強硬方針へと転換させた⁴⁵。このように張に失望したイギリス政府は、北京におけるジョーダンと外務部の交渉に期待するようになった。

その北京において、ジョーダンはインド政府の強硬案に従って初期の案に立ち戻って交渉することを要求した。これに対して外務部はデーンと張で交渉が完了していると理解し、むしろデーンがインドを去ったために調印できなくなってしまうと反発した⁴⁶。もっとも外務省とインド省は強硬方針をとるようジョーダンを指示しつつも、中国が受

け入れ可能な案で妥協してもよいとの方針を指示し、インド政府もデーンが受け入れた妥協案で合意可能とする姿勢を示した⁴⁷。ところで、ジョーダンによれば、中国政府内部における新通商協定第3条に対する見解は様々であり、概して張ほど反抗的なものではない、というものであった。醇親王はジョーダンに対して、中国は交渉の妥結に向けて努力している、張は外務部の訓令に従って行動しているが、その訓令をあまり厳密には守っていないと述べて、イギリス政府の友好的態度を評価した⁴⁸。そして3月上旬には醇親王はツァーロン・シャッペが新通商協定に署名することに合意した。これによって張が反対できる理由はなくなった⁴⁹。

このような過程を経て、外務部は新提案を提示したが、それは張がデーンに対して示した妥協案に近いものであり、かつ通商市場における通商実務に関するものにすぎなかったためにジョーダンは受け入れを拒否した。これに対して外務部はそれ以上新提案に固執する気もなく、結局外務部はデーンと張の間で一旦合意された文言すなわち「インド・チベット間における合意で決定できない問題は、1906年の北京協定第1条に従い、解決のために英中両国政府へ照会される」とする協定第3条補足条項案に基づいて調印することに同意した⁵⁰。このようにして4月20日、1893年のチベットに関する英中通商協定は、今回はチベット代表の「参加と署名」を加えて調印されることになる。

おわりに

はじめに触れたように、チベット通商規定の改正をめぐる交渉は、チベットにおける中国の主権の強化の試みに対するイギリス側の抵抗という側面をめぐって行われたため、肝心のインド・チベット間の輸出入品に関する関税率の設定、インドからの茶の輸出等に関する合意はついになされなかった⁵¹。問題は、この改正された通商協定が、イギリス本国政府のチベット内政不干渉方針に拘束されたインド政府の中国に対する敗北であったかどうか、という点である。この点に関してギャンツェに駐在していたオーコナー少佐は、「我々が今調印しようとしている協定において、我々は中国のチベットにおける支配権にまさに完全かつ公式の承認を与えるのである⁵²」と論評し、インド政府の敗北を示唆した。

確かにロシアとの関係改善を進めようとしたイギリス本国政府は、チベットにおいては「自己抑制的政策」をさらに進め、カーゾンの開始したチベット内政干渉政策を無効化するはずであった。しかし、張がとった妨害的行動と主権強化の試みは、イギリス本国政府の反発を生み、チベット干渉を復活させようとするインド政府を抑制しつつも、張に対する交渉においてインド政府を援助させることになった。その結果、イギリス側は、チベット代表の参加と署名を義務づけることでチベット政府に通商規定を遵守させようとし、それに成功した。それはまた、英蔵間の通商に中国官吏が妨害する事を防止しようとするものであった。

これはチベットにおける地位を保持しようとしたインド政府が望んだ最低限度のものを保障した。そしてイギリス政府とインド政府が交渉の最終局面において、張よりもむしろ中国外務部に協調して直に圧力を加えたことは、張の主張したチベットにおける中国の排他的主権の実現ではなく、インド政府がラサのチベット政府と直接通信する権利を温存するように機能した。中国側から見れば、チベットにおける問題の最終的解決をインド政府との交渉で解決する規定をイギリス側に認めさせた点では勝利であった。しかし、それはまた、イチベット内政への関与を維持しようとするインド政府の立場に法的根拠を認める結果となったことも事実なのであった。

（凡例）

FO535/10: Confidential, "Further Correspondence respecting the Affairs of Thibet, Part 10, July to December, 1907."

FO535/11: Confidential, "Further Correspondence respecting the Affairs of Thibet, Part 11, 1908."

- ¹ A. Lamb, *The McMahon Line: A Study in the Relations between India, China and Tibet, 1904-1914, vol. 1, Morley, Minto and Non-Interference in Tibet*, (London: Routledge and Kegan Paul, 1966).
- ² Parshotam Mehra, *The McMahon Line and After: A Study of The Triangular Contest on India's North eastern Frontier Between Britain, China and Tibet, 1904-47*, (Delhi: Macmillan Company of India Limited, 1974).
- ³ Wendy Palace, *The British Empire and Tibet, 1900-1922*, (London and New York: Routledge Curzon, 2005).
- ⁴ 拙稿「イギリスとチベット、1907年のチベットをめぐる英露の交渉」『愛知学院大学文学部紀要』第45号、2016年3月。
- ⁵ A. Lamb, *op. cit.*, pp. 113-114.
- ⁶ Wendy Palace, *op. cit.*, pp.31-32.
- ⁷ FO535/8/100, India Office to Foreign Office, March 12, 1907.
- ⁸ FO535/10, India Office to Foreign Office, July 4, 1907, inclosure 1.
- ⁹ FO535/10/10, Grey to Jordan, July 11, 1907.
- ¹⁰ FO535/10/11, India Office to Foreign Office, July 13, 1907.
- ¹¹ FO535/10/11, Jordan to Grey, July 14, 1907.
- ¹² FO535/10/34, India Office to Foreign Office, August 7, 1907.
- ¹³ Ibid.
- ¹⁴ FO535/10/36, Foreign Office to India Office, August 23, 1907.
- ¹⁵ FO535/10/41, Jordan to Grey, July 10, 1907.
- ¹⁶ FO535/10/56, Jordan to Grey, July 23, 1907.
- ¹⁷ FO535/10/20, India Office to Foreign Office, July 23, 1907, inclosure 2.
- ¹⁸ Ibid.
- ¹⁹ FO535/10/52, Grey to MacDonald, September 5, 1907; FO535/10/58, Grey to Jordan, September 9, 1907; FO535/10/68, Grey to Jordan, September 18, 1907.
- ²⁰ FO535/10/60, India Office to Foreign Office, September 12, 1907.

- ²¹ FO535/11/58, India office to Foreign Office, February 25, 1908, inclosure 1, “British Draft Thibet Trade Regulations, October 1907.”
- ²² FO535/10/104, India Office to Foreign Office, November 1, 1907; FO535/10/118, “Note on Conversation between Liu and Wilton on October 10 and 13.”
- ²³ FO535/10/104, India Office to Foreign Office, November 1, 1907.
- ²⁴ FO535/10/108, Jordan to Grey, November 11, 1907.
- ²⁵ FO535/10/104, India Office to Foreign Office, November 1, 1907.
- ²⁶ FO535/10/108, Jordan to Grey, November 11, 1907.
- ²⁷ FO535/10/126, Jordan to Grey, November 13, 1907.
- ²⁸ FO535/11/13, Jordan to Grey, January 11, 1908.
- ²⁹ FO535/11/15, India Office to Foreign Office, January 18, 1908, inclosure, Government of India to Morley, January 16, 1908.
- ³⁰ FO535/11/1, India Office to Foreign Office, January 2, 1908, inclosure 2, Government of India to Morley, December 29, 1907; FO535/11/7, India Office to Foreign office, January 7, 1908, inclosure 1, Government of Indiato Morley, January 4, 1908.
- ³¹ FO535/11/44, Nicolson to Grey, February 6, 1908. FO535/11/1, India Office to Foreign Office, January 2, 1908; FO535/11/10, Foreign Office India Office, January 10, 1908;
- ³² FO535/11, India Office to Foreign Office, January 18, 1908, inclosure, Government of India to Morley, January 16, 1908.
- ³³ FO535/11/18, India Office, January 18, 1908; FO535/11/20, Jordan to Grey, January 18, 1908.
- ³⁴ FO535/11/22, Grey to Jordan, January 23, 1908.
- ³⁵ FO535/11, India Office to Foreign Office, January 24, 1908m inclosure 1, Government of India to Morley, January 23, 1908; FO535/11/24, Jordan to Grey, January 24, 1908.
- ³⁶ FO535/11/30, Morley to Government of India, January 29, 1908; FO535/11/32, Grey to Nicolson, February 3, 1908.
- ³⁷ FO535/11/34, India Office to Foreign Office, February 3, 1908, inclosure, Morley to Government of India, January 1, 1908; FO535/11/39, India Office to Foreign Office, February 10, 1908, inclosure, Government of India to Morley, February 8, 1908.
- ³⁸ FO535/11/58, India Office to Foreign Office, February 25, 1905, inclosure 3, “Revised British Draft Thibet Trade Regulations, January 24, 1908.”
- ³⁹ FO535/11/41, Foreign Office to India Office, February 12, 1908.
- ⁴⁰ FO535/11/43, India Office to Foreign Office, February 15, 1908, inclosure, Government of India to Morley, February 14.
- ⁴¹ Ibid.
- ⁴² FO535/11/51, India office to Foreign Office, February 20, 1908, inclosure, Government of India to Morley, February 18, 1908.
- ⁴³ Ibid.
- ⁴⁴ FO535/11/52, India office to Foreign Office, February 20, 1908, inclosure, Government of India to Morley, February 18, 1908.
- ⁴⁵ FO535/11/57, India Office to Foreign Office, February 22, 1908, inclosure, Government of India to Morley, February 22, 1908.
- ⁴⁶ FO535/11/59, Jordan to Grey, February 28, 1908; FO535/11/60, Jordan to Grey, March 3, 1908.

イギリスとチベット通商協定（1908年）（小 林）

- ⁴⁷ FO535/11/62, India Office to Foreign Office, March 3, 1908, inclosure, Morley to Government of India, February 28, 1908; FO535/11/63, India Office to Foreign Office, March 4, 1908, inclosure, March 3, 1908.
- ⁴⁸ FO535/11/76, Jordan to Grey, February 6, 1908.
- ⁴⁹ FO535/11/70, India Office to Foreign Office, March 13, 1908.
- ⁵⁰ FO535/11/72, Jordan to Grey, March 17, 1908; FO535/11/74, Jordan to Grey, March 19, 1908.
- ⁵¹ 1908年チベット通商規定全文については、FO535/11/86, India Office to Foreign Office, May 19, 1908, inclosure 2, “Thibet Trade Regulations” を参照。
- ⁵² FO535/11/191, India Office to Foreign Office, September 21, 1908, inclosure 1, Note by Major O’Connor regarding Thibet,” March 13, 1908.

